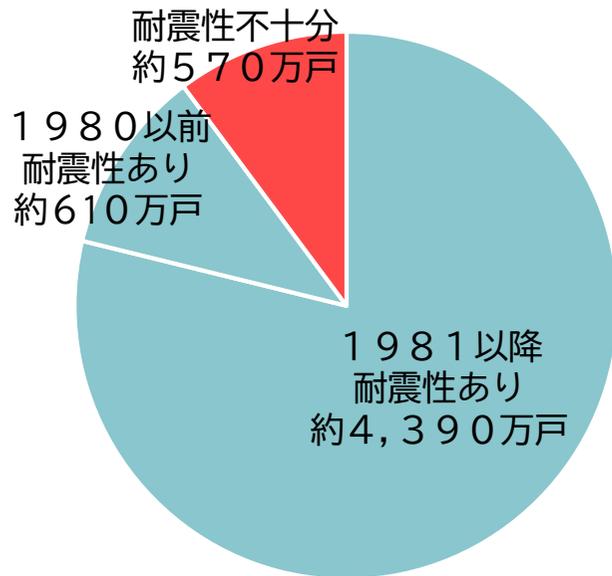


耐震改修促進法に基づく 基本方針の見直しについて

住宅の耐震化率

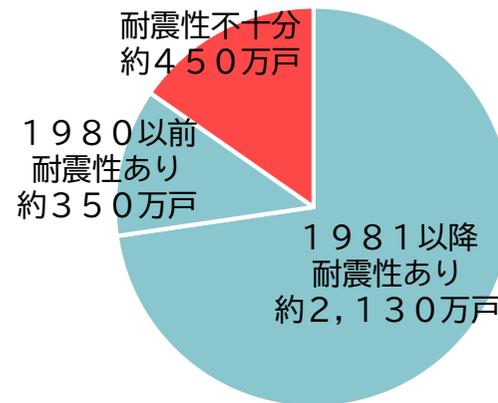
現状値：2023(R5)年



耐震化率 約90%

総戸数 約5,570万戸
耐震性あり 約5,000万戸

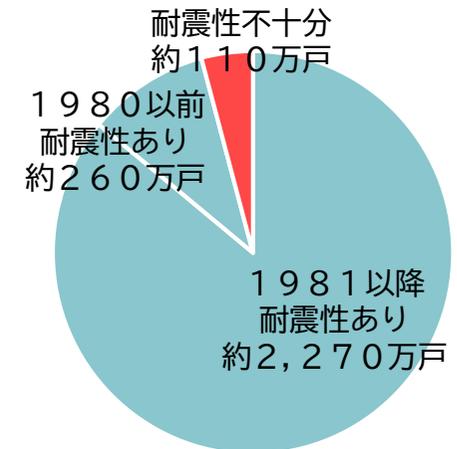
戸建て住宅



耐震化率 約85%

総戸数 約2,930万戸
耐震性あり 約2,480万戸

共同住宅



耐震化率 約96%

総戸数 約2,640万戸
耐震性あり 約2,530万戸

総務省「住宅・土地統計調査」をもとに、国土交通省推計

住宅の耐震化率の推移と目標



住宅の耐震化の進捗状況と課題

○住宅の耐震化率の現状値(2023(R5)年)は約90%であり、2003(H15)年から5年毎に3~5%の伸び率で進捗。

2030(R12)年での目標達成は難しい状況。

目標: 2030(R12)年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消

○旧耐震基準の住宅は、この20年で4割弱減少^{※1}、耐震性不十分な住宅は半減(約580万戸減)^{※2}。
○新耐震基準の住宅は、この20年で5割強増加^{※3}。

※1: 約1,850万戸(2003年) → 約1,180万戸(2023年)

※2: 約1,150万戸(2003年) → 約570万戸(2023年)

※3: 約2,850万戸(2003年) → 約4,390万戸(2023年)

耐震性不十分な住宅の耐震改修、除却・建替え、非居住化や、新しい住宅の供給が進み、住宅の耐震化率が伸びてきたと考えられる。

○耐震化率を建て方別にみると、戸建て住宅が約85%、共同住宅が約96%であり、また、耐震性不十分な住宅の約8割^{※4}が戸建て住宅。

※4: 耐震性不十分な住宅: 約570万戸、うち戸建て住宅が約450万戸

戸建て住宅の耐震化を進めていくことが課題。

○耐震化率を市町村別にみると、約9割の市町村が耐震化率90%(全国値)を下回っており、また、耐震化率が低い市町村は高齢化率が高い傾向。

高齢者世帯が居住する住宅の耐震化を進めていくことが課題。

耐震改修促進法に基づく基本方針の見直しについて

住宅・建築物の耐震化の現状や近年の情勢等を踏まえ、耐震改修促進法に基づく基本方針※の見直しを行う。

※建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)

① 目標の見直し

○住宅に関する目標

2030(R12)年までに耐震性が不十分なものを概ね解消



2035(R17)年までに耐震性が不十分なものを概ね解消

○建築物に関する目標

※2024(R6)年11月 建築物事故・災害対策部会において報告

耐震診断義務付け対象建築物について、2025(R7)年までに耐震性が不十分なものを概ね解消



要緊急安全確認大規模建築物※について、2030(R12)年までに耐震性が不十分なものを概ね解消

※不特定多数の者が利用する大規模建築物等(病院、店舗、旅館、学校等)

② 取組内容の充実

○住宅に関する取組

利息の返済を不要とする高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローンの活用

省エネ改修等と合わせた耐震改修の促進

新耐震基準導入以降の木造住宅の耐震性能検証の普及促進

○建築物に関する取組

地方公共団体が指定する診断義務付け建築物に関する目標の設定

避難路沿道建築物の耐震化状況の可視化(マップの作成)